

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における 保育士配置に係る特例について

資料2-1-2に係る内容はスライド番号4の「保育士配置要件緩和整理表」内の
保健師・看護師・准看護師に係る記載以外は
小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業に限った運用であり、
小規模保育事業B型、事業所内保育事業A型及びB型には適用されませんので、ご注意ください。

1 保育士配置の特例に至る経過

本市の地域型保育事業における保育士の配置基準については、これまで、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(以下「条例」という。)並びに川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図り、次のとおり取扱うこととしています。

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における 保育士配置に係る特例について

2 保育士配置に係る特例(朝夕の時間帯等に係る特例)

条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします(条例附則7項)。

また、この取扱いは、別添通知により11時間の開所時間外の延長保育時間帯にあっても同様とします。
なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします(要綱19条8項、別添通知)。

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における 保育士配置に係る特例について

3 保育士配置に係る特例(多様な担い手の活用に係る特例)

●多様な担い手の活用に係る特例

＜小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、

市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、に係る特例＞

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1/3(端数切捨)まで保育士としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限ります(条例附則7～10項)。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、施設に定員超過が発生しており、超過で職員が必要な場合に限り市加配保育士としてみなすことができる(別添通知)。

保育士配置要件緩和整理表

	年齢別配置基準		市加配	
	定員分	超過分		
小学校教諭等	○(1/3まで) ※1		○	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模A ・保育所型事業所内保育事業のみ適用
市長が認める者	×	○(1/3まで) ※1	△※2	
保健師・看護師・准看護師	○(1人まで)		×	<ul style="list-style-type: none"> 全施設類型適用 (資料1-1スライド番号4参照)

※1 小学校教諭等と市長が認めるものの合計が、超過受入により必要となった保育士数も含めた必要配置人数の1/3まで適用可とし、保育士(保健師・看護師・准看護師を除く)を2/3以上配置しなければならない。

※2 市長が認めるものについては、定員超過で受け入れを行っており、かつ定員超過をすることで必要な保育士が1人以上増える場合にのみ市加配への適用を可とする。